

# モニタリング

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	担当部局名	大臣官房公文書管理課
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。	政策体系上の位置付け	適正な公文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

数字に を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
定量的指標 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%))	97.8%	令和2年度	97.8%以上 令和6年度	95.0%	96.0%	97.0%	97.8%	98.1%	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このようなことから、当該指標を設定した。 なお、令和3年度までの目標値(93.8%以上)を達成したことから、新たな目標(R6年度)の設定に当たっては、これまでよりも高い目標値を設定する。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和4年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1 公文書管理推進経費 (平成24年度)	-	11	9	13	12	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
		1.4	1.2	4.8		
2 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	0001	16	15	15	15	行政事業レビューとの連携上記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。
		6.3	0	0.4		
計		27	24	28	27	
		7.7	1.2	5.2		

# モニタリング

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進		担当部局名	北方対策本部
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて返還に向けた環境整備に取り組み、外交交渉を後押しする。		政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。特に若年層の理解と関心を高める。		事後評価実施予定時期	令和5年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	元島民の方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の理解と関心を得て、国民運動としての返還要求運動の活性化を図ることが求められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	北方領土問題に関する我が国の立場に変更はありません。北方対策担当大臣として、国民世論の啓発等により取り組んでまいります。 国民世論の啓発については、多くの国民、とりわけ若い世代の関心を喚起することが重要であり、デジタルを活用した情報発信や時代に合った啓発活動に取り組んでまいります。(中略) 高齢化が進展している元島民の方々への援護については、引き続き、後継者育成支援等に努めてまいります。(令和4年3月11日第208回国会西銘内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)所信表明演説)	

数字に を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠			
			基準年度	目標値	目標年度	H29年度	H30年度		R元年度	R2年度	R3年度
①	北方領土問題対策協会HPのアクセス件数	278,692件	30年度	前年度比増	令和4年度	86,570件	278,692件	264,902件	265,215件	615,224件	北方四島の概要、北方領土問題の経緯、返還要求運動の取組、最近の動き等の情報を幅広く掲載している協会ホームページへのアクセス状況は、北方領土問題への人々の関心を測る一助になると考えられるため。
	SNS(Twitter,Facebook等)による情報発信の読者数	39,379件	令和元年度	前年度比増	令和4年度	-	26,013件	39,379件	72,963件	125,664件	SNSを通じた情報発信は、特に若い世代への啓発を目的としており、その読者数を指標とすることで、若年層の興味や関心を測る一助になると考えられるため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
1 北方領土問題対策協会HPに掲載する学習教材のダウンロード数	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件	23,045件	国民一般、特に教育関係者や若年層の関心と理解を深めるコンテンツとして活用されており、定量的指標であるHPのアクセス件数にも資する指標であるため。
2 公立高校入試において北方領土に関する問題を出題した都道府県の数	6	8	5	6	8	若年層の北方領土教育について、都道府県の取組状況を測るため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和4年度行政 事業レビュー事 業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 北方領土返還要求運動 推進等経費(昭和43年 度)	0144	72	52	53	53	北方領土問題の解決の促進に向けた施策の企画立案を担う内閣府、その施策の実施機関である(独)北方領土問題対策協会において、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の方々への援護など返還に向けた環境整備に必要な事業、調査研究等を行っている。令和4年度予算においては、若者自らによる、これからの時代に適した啓発手法の検討や実施、デジタルを活用した啓発の積極的展開などに重点化している。
		67	33	36		
2 独立行政法人北方領土 問題対策協会運営費交 付金(平成15年度)	0198	1,321	1,333	1,338	1,343	
		1,321	1,333	1,338		
計		1,393	1,385	1,391	1,396	
		1,388	1,366	1,374		